

令和8年度富山県獣医師養成確保修学資金募集要項（獣医学生対象）

公益社団法人富山県獣医師会

1 目的

大学卒業後、富山県農林水産部において家畜の伝染病予防や家畜衛生の向上などを担う獣医師として従事することを志す獣医学生に対し、「公益社団法人富山県獣医師会獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」）」を給付することで、富山県農林水産部獣医師職員（以下、「県農林水産部獣医師」）の育成・確保を図る。

2 修学資金給付獣医学生の募集

（1）対象者

- ・大学の獣医学を専攻する課程に在籍する1～6年生
- ・大学卒業後すみやかに、富山県農林水産部の獣医師職員として従事する意思を有していること

（2）募集人員

1名

（3）修学資金の給付額

国公立大学に在籍している場合 月額 10万円以内

私立大学に在籍している場合 月額 18万円以内

（4）給付期間

本人から給付中止の申し出がない限り、修学資金の給付が決定した年度の4月分から大学を卒業する年度の3月分までの間において正規の修業年限を超えない期間

（5）募集期間

令和8年7月1日（水）～令和8年2月26日（金）

（修学給付者の決定が予定数に達した場合は、募集を終了いたします。）

（6）応募手続

募集期間内に、次の書類を「公益社団法人 富山県獣医師会」あてに、郵送（書留郵便）又は持参により提出してください。

【提出書類】

- ①獣医師養成確保修学資金給付申請書
- ②学長又は学部長の推薦書
- ③健康診断書
- ④戸籍謄本（外国籍の獣医修学生については住民票）
- ⑤令和7年度の学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については入学許可証の写し）
- ⑥獣医学生の父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

【郵送先】

〒930-0901 富山県富山市手屋三丁目 10 番 15 号 富山県獣医畜産会館 1 階
公益社団法人 富山県獣医師会 あて

【注意事項】

- ・ 郵送の場合は、すべての書類を 1 つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成確保 修学資金関係書類」と明記してください。
- ・ 持参する場合は、富山県獣医師会に持参してください。受付時間は午前 9 時から午後 4 時までです（土日及び休日を除きます）。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接聴き取りを行う場合があります。

3 修学資金給付者の選考

選考は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日程と場所については、応募者に直接連絡します。また、選考結果については、2 週間を目途に申請者全員に通知します。

4 修学資金給付決定後の手続き

- (1) 給付決定後、公益社団法人 富山県獣医師会と修学資金給付に係る契約を締結していただきます。
- (2) 契約時に連帯保証人（連帯して債務を負担する者）2 名が必要です。うち 1 名は、原則として父母、親権者又は後見人とし、もう 1 名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）として下さい。同一世帯から 2 名を連帯保証人にすることはできません。
- (3) 契約締結後、獣医師会から年度内 4 月に遡り修学資金の給付を開始します。
- (4) 詳細な手続きの内容については、給付の決定通知時にお知らせします。

5 返還金の返還について

- (1) 返還金が生じない要件

下記①、②を満たしたうえで、③又は④に該当したとき。

- ① 大学卒業後 2 年以内に獣医師免許を取得すること。
- ② 富山県職員（獣医師）採用選考試験に合格し、富山県農林水産部職員となること
- ③ 富山県農林水産部獣医師職員として従事した期間が、修学資金給付期間（給付の停止に係る期間を除く）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大 10 年間）以上となったとき。
 - ア 給付月額が 5 万円以下の給付期間 4 分の 5
 - イ 給付月額が 5 万円を超え 1 2 万円以下の給付期間 2 分の 3
 - ウ 給付月額が 1 2 万円を超える給付期間 3 分の 5
- ④ 死亡、事故又は心身の障害により、富山県農林水産部獣医師職員として業務に従事することができなくなったとき。

(2) 返還が必要な場合

① 給付者の責に帰する理由で給付契約が解除された場合

- ・ 大学を退学したとき。
- ・ 修学資金の給付を辞退したとき。
- ・ 学業成績が著しく不良となったとき。

② (1) の要件を満たさなくなった場合

6 注意事項

- (1) 富山県職員となるには、別途実施される「富山県職員（獣医師）採用選考試験」を受験し、合格した上で採用される必要があります。本修学資金の給付決定により、富山県職員として採用が決定したものではありません。
- (2) 修学資金の給付条件に該当しなくなった場合、給付した修学資金及び加算金（年 10.95%）を返還する必要があります。
- (3) 本修学資金給付事業と同様の趣旨・内容で実施している都道府県、市町村、団体等の修学資金の給付を受けている、又は受ける予定がある場合は、応募できません。

7 問い合わせ先

〒930-0901 富山県富山市手屋三丁目 10 番 15 号 富山県獣医畜産会館 1 階
公益社団法人 富山県獣医師会事務局 （担当） 保田仁美
TEL 076-451-0120 FAX 076-451-0171

獣医師養成確保修学資金給付申請書

年 月 日

(公社) 富山県獣医師会長 殿

申 請 者 氏名 ⑩

連帯保証人 氏名 ⑩

連帯保証人 氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

ふりがな 氏 名			大 学	名 称 (学部、学科名)	
生年月日	年 月 日生			入 学 年 月 日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日
本籍地	県(都道府)			給付開始時の学年	第 学年
現 住 所	〒				
高等学校 卒業以降 の学歴等	年 月 日		事 項		
連帯保証人 (連帯保証人 のうち1人 は父又は母 とするこ と。)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	
	本籍地	県 (都道府)	本籍地	県 (都道府)	
	現住所	〒	現住所	〒	
	職 業		職 業		
	本人と の続柄		本人と の続柄		

添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③戸籍謄本又は住民票④学業成績証明書又は入学許可証
⑤主たる家計支持者1人の所得証明書又は源泉徴収票の写し